

保育所・認定こども園における
「原子力災害時避難計画」
作成ガイドライン

平成26年6月
福井県健康福祉部

目 次

第 1 ガイドラインの目的

第 2 避難計画作成に当たっての留意事項

第 3 避難計画の内容等

(避難計画の作成例)

第1 ガイドラインの目的

各保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）は、原子力災害に備え、児童および職員の安全確保に万全を期することが重要です。

また、原子力災害時には、国の原子力災害対策本部から県および各市町の原子力災害対策本部へ情報が伝達されることから、保育所等は独自の判断で行動せず、各市町の避難計画等に基づき、県および各市町の原子力災害対策本部からの指示に従って行動する必要があります。

このガイドラインは、各保育所等が原子力災害時における「避難計画」を作成するに当たり、基本的な指針を示すことを目的としています。

各保育所等は、このガイドラインを参考とし、地域の実状を踏まえた「避難計画」を作成するとともに、原子力災害時には、作成した「避難計画」をもとに、安全かつ迅速な避難等の対応を行うものとします。

なお、このガイドラインは、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定等状況の変化があった場合に、必要に応じて見直しを行います。

第2 避難計画作成に当たっての留意事項

1 原子力災害について

(1) 原子力災害の定義

原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出されたこと（原子力緊急事態）により、国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいいます。

(2) 被ばくの経路

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要があります。

○外部被ばく… 体外にある放射線源から放射線を受けること。

また、放射性物質が衣服や身体に付着し「汚染」、そこから放射線を受けること。

○内部被ばく… 放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。

2 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）について

(1) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下に示す基準をもとに定めるものとしています。

○ 予防的防護措置を準備する区域
(PAZ : Precautionary Action Zone)
原子力事業所からおおむね半径5 kmの範囲

○ 緊急時防護措置を準備する区域
(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)
原子力事業所からおおむね半径30 kmの範囲

(2) 緊急事態等の区分および防護措置

避難等の防護措置は、原子力施設における事故等の進展状況や緊急時モニタリングの結果等に基づき実施することになります。

各保育所等において、緊急事態のレベルに応じて実施する防護措置は、次のとおりです。

【緊急事態等の区分および保育所等における防護措置】

レベル (主な事象)	防護措置	
	P A Z 内	U P Z 内
警戒事態 (第 1 段階) (主な事象) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用母線への交流電源が 1 系統になった場合 ・ 原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・ 福井県内で震度 6 弱以上の地震が発生 ・ 福井県に大津波警報が発令 等 	避難準備	
施設敷地緊急事態 (第 2 段階) (主な事象) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全交流電源の喪失が 3 0 分以上継続 ・ 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい 等 	避難実施	屋内退避準備
全面緊急事態 (第 3 段階) (主な事象) <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間あたり $5 \mu \text{Sv}$ 以上の放射線量が検出 ・ 原子炉冷却機能の喪失 ・ 原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達 等 		屋内退避 ◎運用上の介入レベル (O I L) に基づく防護措置 【O I L 1】避難 空間放射線量が 1 時間あたり $500 \mu \text{Sv}$ 以上 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施 【O I L 2】一時移転 空間放射線量が 1 時間あたり $20 \mu \text{Sv}$ 以上 1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施

第3 避難計画の内容等

1 計画のポイント

(1) 計画の周知

多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体および生命の安全を確保するために、作成した計画は、教職員に周知しておくことが重要です。

(2) 避難場所等について

施設長は、避難場所、避難経路、避難方法を、あらかじめ市町と協議しておく必要があります。

2 計画の構成

避難計画は、次の項目を参考に、それぞれの保育所等の実状に応じたものを作成してください。

なお、作成例については、別添「作成例」のとおりです。

【避難計画の項目】

○ 総則

- ・ 目的
- ・ 適用範囲
- ・ 施設長の役割
- ・ 職員の役割
- ・ 地域等との連携協力

○ 原子力災害事前対策

- ・ 原子力災害対策に関する事項
- ・ 緊急連絡体制の整備
- ・ 保護者への引き渡し
- ・ 避難場所、避難経路および避難方法
- ・ 避難訓練の計画的実施
- ・ 災害用物品の整備および点検

○ 緊急事態応急対策

- ・ 災害対策本部の設置
- ・ 情報の収集および応援要請
- ・ 屋内退避
- ・ 避難
- ・ 児童の健康状態の把握・健康管理
- ・ 児童の保護者等への連絡

(作成例)

〇〇〇〇（施設名）原子力災害時避難計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、〇〇〇〇（以下「保育所」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童および職員に適用する。

第3 施設長の役割

施設長は、この計画に基づき、職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 職員の役割

職員は、施設長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、この計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

保育所は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

(作成例)

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

保育所における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、職員会議において原子力災害対策に関する以下の事項を決定するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

施設長は、市（町）の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

施設長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

また、あらかじめ避難場所を保護者に周知しておく。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

施設長は、県および市（町）が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および職員を集团的に避難させる場合に備えるものとする。

(作成例)

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 施設長は、保育所において避難訓練を計画的に実施し、職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県や市町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。特に保育所は、自力で避難できない子がいるため、地域と連携し、避難誘導の協力体制を整えておく。
- 2 施設長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

施設長は、避難誘導等に必要な物品について、いつでも持ち出せるよう整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品
ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード、緊急時連絡先一覧表等
- ・救護に必要な物品
救急箱、健康観察カード、毛布等
- ・健康管理に必要な物品
おしりふき、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、ビニール袋・ゴミ袋、お菓子、ミネラルウォーター、防寒具等

(作成例)

第3章 緊急事態応急対策

第1 災害対策本部の設置

- 1 施設長は、市（町）等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、保育所内に施設長を本部長とする災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、施設長をはじめ全職員で構成し、施設長の指名する者を責任者とする情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

施設長は、市（町）災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、市（町）災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

施設長は、市（町）災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2、別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 施設長は、市（町）災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 施設長は、市（町）災害対策本部に対し、児童および職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 施設長は、市（町）災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童および職員の避難を行うものとする。

(作成例)

第5 児童の健康状態の把握・健康管理

施設長は、避難場所に避難した時点および随時、児童の健康状態を把握し、異常があった場合には、市（町）災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童の保護者等への連絡

- 1 施設長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

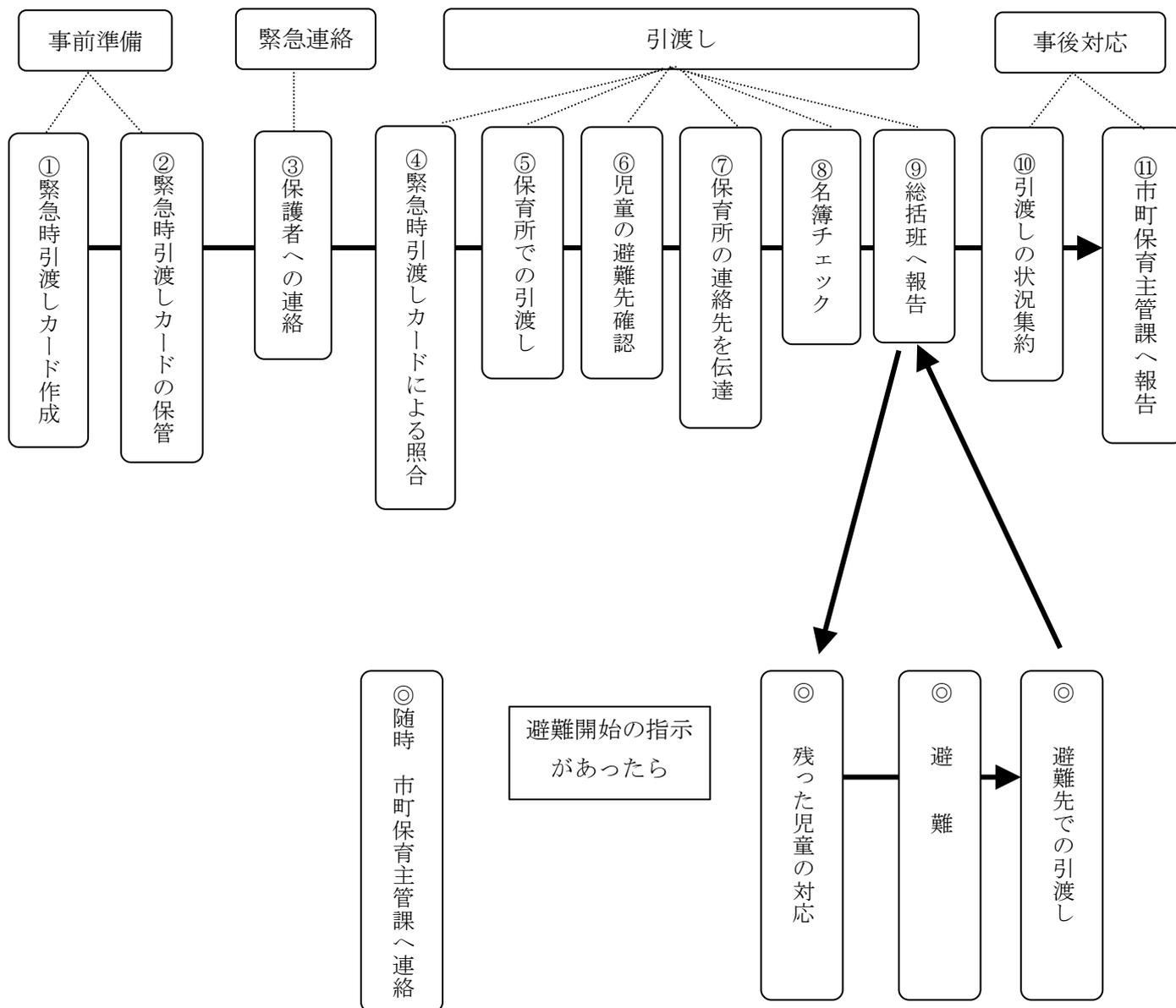
平成26年 7月18日 策定
平成26年〇〇月〇〇日 改定

〇〇〇〇〇〇 保育所 緊急時連絡先一覧表

機関名	電話番号 FAX 番号	所在地
市町災害対策本部		
福井県健康福祉部		
〇〇〇市町保育主管課		
消防署		
警察署		

別図1 (第2章第3関係)

保護者への引き渡し方法



※作成済みの場合は再度、確認してください。

緊急時引き渡しカード

〇〇〇〇〇〇 保育所

各保育所で使いやすいように工夫してください

組	ふりがな 氏名			性別	男	女
				血液型		
現住所	〒	自宅電話番号		()		
		自宅以外連絡先① 名称				
		電話番号		— —		
		自宅以外連絡先② 名称				
電話番号		— —				
保護者氏名	氏名		氏名			
児童の兄弟等	組	氏名				
	組	氏名				
	組	氏名				
児童の引受人 (児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)						
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で保育所に来るまでの 所要時間	引渡確認	
1						
2						
3						
4						
5						
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)						
引渡日時	月	日	時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()	
引渡者の氏名(職員氏名)						
引渡後の 連絡先	引受人氏名		自宅 電話番号	()		
			携帯 電話番号	— —		

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における保育所の対応策や避難場所について周知徹底を図る。 ・全職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。 ・自治会など、地域との連絡体制や避難誘導体制を確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置し、市町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・市町保育主管課へ随時状況の報告をする。 ・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。 ・自治会など、地域へ連絡、支援の要請をする。
情報連絡班	主任保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	担任保育士	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における屋内退避は、担任の指揮の下、保育室で退避させるため、保育室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。 	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童に状況の説明をし、次の指示が出るまで保育室内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに本部長に報告する。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、なるべくマスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに本部長に報告する。
救護・衛生班	衛生担当保育士 (調理員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。 	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童および職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表2（第3章第1関係）

状況に応じた原子力災害への対応（屋内退避の場合）

	児童の動き	職員の動き
(1) 登園時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は防災無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ○ 登園してきた児童は保護者と共に帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に登園済みの児童は、速やかに屋内に避難させ、避難の準備をさせる。 ○ 登園してきた児童は保護者と共に帰宅させる。 ○ 児童の出欠を確認し、本部長へ報告する。 ○ 保育室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 保育中等に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいた時は、職員の指示で速やかに屋内に退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園内放送により、自分の保育室以外にいる児童を、速やかに保育室に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、本部長へ報告する。 ○ 保育室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 降園時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は防災無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う。 ○ 迎えに来た保護者と共に帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迎えに来た保護者と共に帰宅させる。 ○ 保育所に残っている児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、本部長へ報告する。 ○ 保育室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 園外活動中に災害が発生したら	<p>《屋内退避対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、職員の指示で近くの建物に速やかに退避する。 ○ 車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 	<p>《屋内退避対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やか退避させる（園バス等がある場合、屋内避難対象地域から指示に従って離れ、避難所へ移動する）。 なお、保育所と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を保育所へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
	<p>《屋内退避または避難対象地域の外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域の外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 保育所と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）

別表3 (第3章第4関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (避難の場合)

	児童の動き	職員の動き
(1) 登園時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 登園してきた児童は保護者と共に帰宅する。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、職員や市町の人指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に登園済みの児童は、速やかに屋内に避難させ、避難の準備をさせる。 ○ 登園してきた児童は保護者と共に帰宅させる。 ○ 児童の出欠を確認し、本部長へ報告する。 ○ 保育室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者(家庭)へは、保育所から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
(2) 保育中等に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいたら、職員の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、職員や市町の人指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、本部長へ報告する。 ○ 保育室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者(家庭)へは、市町災害対策本部から、児童の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 降園時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞きその指示に従う。 ○ 迎えに来た保護者と共に帰宅する。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、職員や市町の人指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迎えに来た保護者と共に帰宅させる。 ○ 保育所に残っている児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、本部長へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。 ○ 保護者(家庭)へは、保育所から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)

(4) 園外活動中に災害が発生したら	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、職員の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、職員や市町の指示に従った行動をとる。 	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、保育所と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる（園バス等がある場合、避難対象地域から指示に従って離れ、避難所へ移動する）。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を保育所へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	<p>《屋内退避または避難対象地域の外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域の外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 保育所と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、保育所から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

※避難するときはできるかぎり肌を出さないよう帽子や手袋等を着用し、濡らして固くしぼったタオルやハンカチなどで口や鼻をおおうようにする。

別表4 (第3章第3・第4関係)

行動チェックリスト(災害発生時)

【保育所名: _____】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	災害対策本部を設置する。	
	全職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	市町の災害対策本部からの連絡時に、保育所の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、保育所がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	職員は、児童を安全かつ速やかに保育室に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる。	
	児童の人数を確認し、本部長へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童の健康観察を行い、その結果を本部長へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、保育所がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	市町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	
避難準備	市町災害対策本部に保育所の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

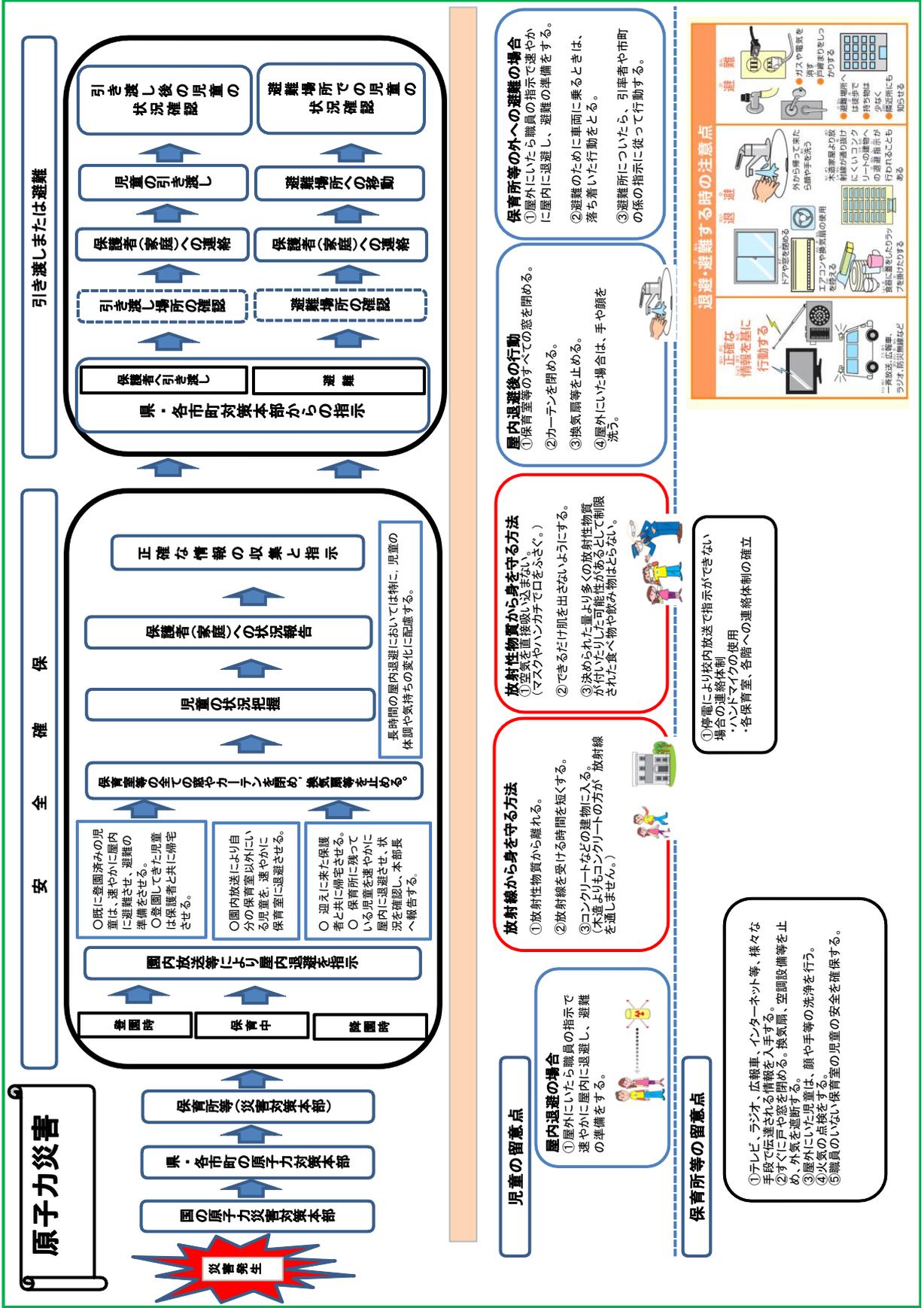
別表4 (第3章第3・第4関係)

③ 避難

区分	チェック項目	結果
避難行動	市町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	市町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、本部長へ報告する。	
	災害対策本部を設置する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、市町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を本部長に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、保育所がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	市町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

原子力災害発生時の対応(フローチャート)

- ・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。
- ・各保育所等で不足している部分がないか確認し、追加・訂正等してください。

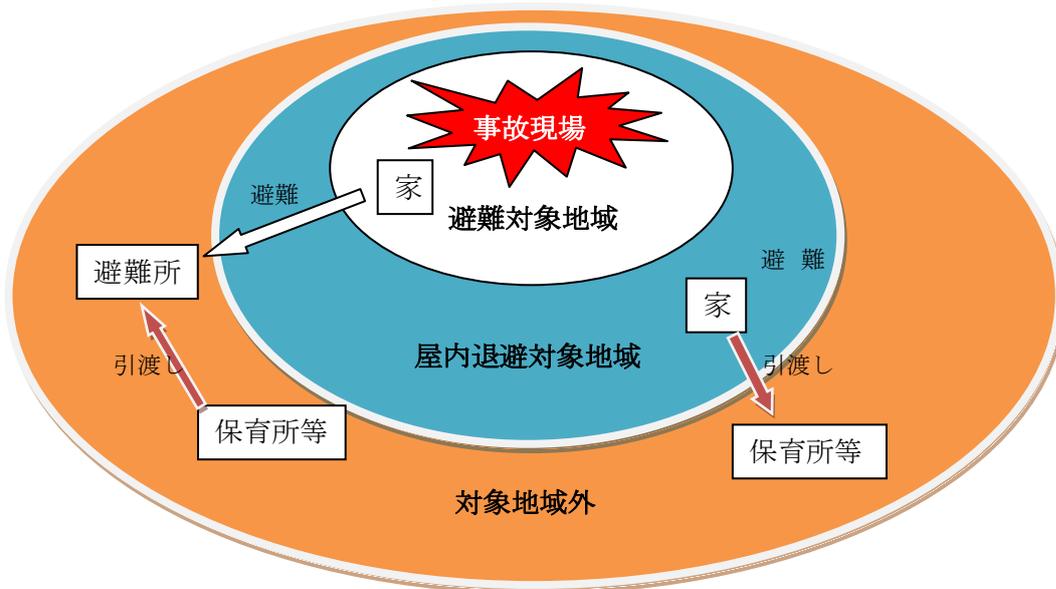


(参考資料2)

通所状況に応じた対応

(1) 児童が30km圏内から、圏外の保育所等へ通っている場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
保育所等は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者に伝達する。



(2) 児童が30km圏外から、圏内の保育所等へ通っている場合

※保育所等が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、保育所等は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者に伝達する。

